

志願者と資格者からみる中小企業診断士の課題 －属性を中心とした再検討－

川 村 悟

〈抄 録〉

中小企業の人的資源を補完する政策的支援として中小企業診断士制度は存在する。研究目的は、同制度が円滑に機能するために有益な知見を提供することである。過去の調査では資格者の動向に着目したが、志願者の分析を重ね合わせて中小企業診断士が直面する課題に迫る。リサーチクエスションを「志願者と資格者から導くことができる中小企業診断士の課題とは何か」と設定する。統計情報を根拠として「低水準にとどまる女性比率」と「薄い若年層」という課題を明らかにする。

1. 緒言

(1) 中小企業診断士制度の概要と歴史

本稿では中小企業診断士制度に関心の対象とする¹⁾。多数の実務家や研究者が言及している通り、大企業と比べて中小企業は経営資源の面で制約に直面する事例が少なくない。特に人的資源を充実させることは中小企業にとって困難である。それを補完するために政策的な支援として同制度が存在する。

中小企業庁は診断士を「中小企業の経営課題に対応するための診断・助言を行う専門家」と定義する²⁾。同時に公的な能力認定制度として資格者の選抜や登録を実施している。資格者は専門的知識を活用して中小企業支援の場で活躍することを社会的に期待されている。そして、実際に多数の診断士が中小企業と共に経営課題の解決に日々取り組んでいる。

中小企業診断協会(2014)、川村(2019a)などを参考として、同制度の歴史について簡単に

触れておく。太平洋戦争終了後、経済復興に向けて1948年に中小企業庁が設置された。当時、金融、組織化、診断・指導が重点政策として位置づけられた。そのうち診断・指導を強化するため、1952年に中小企業診断員(中小企業診断士の旧称)の登録が制度化された。これが同制度のはじまりと解釈される。

1963年には中小企業政策の方針を示す中小企業基本法が成立した。その同年には診断・指導分野の根拠法である中小企業指導法も制定され、試験による中小企業診断員の選抜が導入された。1969年には通商産業省令によって、中小企業診断員の名称は現在の中小企業診断士へと変更された。

その後、1999年に中小企業基本法が改正され、同分野の根拠法は2000年に中小企業指導法から中小企業支援法へ移行した。それを受けて試験制度改正などを経て現在に至っている。これ以上の歴史的事項の詳細に関心のある読者は、前

川村 悟(かわむら さとる)、立正大学経営学部教授

1) これ以降、「中小企業診断士」を「診断士」と略す場合がある。

2) 中小企業庁のホームページにおいて診断士に関する説明が記載されている。

述した川村（2019a）などを参考にしたい。
なお、同制度において中小企業支援法以前を旧制度、以後を新制度と呼ぶことを付記しておく。

（2）研究目的と着想の経緯

本研究の目的は、診断士制度が円滑に機能するために有益な知見を提供することである。同制度が効果を発揮すれば、中小企業を支援する基盤の充実につながる。不足する中小企業の人的資源を補う意義を含む。

このような考えに基づき、筆者は同制度に関わる研究に取り組んできた。その一例として、川村（2020）では統計情報から診断士における課題を明らかにした。例えば、半世紀を超える情報を分析し、「低水準にとどまる女性比率」を課題の一つとして指摘した。

支援者である診断士には多様な背景を持つ人材が集まることが望ましい。しかしながら、女性比率が著しく低く、少なくとも性別の観点では不均衡が生じている点について言及した。本稿はこの業績から着想を得ている。

この女性比率に関する課題は資格者の統計情報から導いたものである。当然ではあるが、統計情報とはある一時点のものであり、基本的に過去あるいは現在を投影したものである。これに異質の情報を足し合わせ、過去や現在だけでなく、未来の動向を加えることを着想した。具体的に言えば、志願者に関する情報を追加すれば、さらに精緻な分析が可能になると考えた。

志願者に注目した理由を述べる。診断士の選抜は、1次試験、2次試験あるいは養成課程を経ると定められている³⁾。これら志願者は将来の資格者と読みかえることができる。よって、志

願者の動向を分析すれば、未来における資格者の変化を先取りすることが可能となる。たとえば、志願者の情報を精査すれば、女性比率が改善されるか否かを予測する精度が高まる。

言い換えると、志願者に関わるデータは資格者の先行指標という解釈も可能である。それゆえ、川村（2020）における調査結果に志願者情報を組み合わせ、再び属性を中心に見直したいと考えた。このような経緯を踏まえ、「属性を中心とした再検討」を本稿の副題とした。

（3）リサーチクエスション

着想の経緯に基づき、リサーチクエスションを「志願者と資格者から導くことができる中小企業診断士の課題とは何か」と設定する。まず、本稿では川村（2020）において指摘した課題、女性比率が改善傾向にあるか否かを精査してみたい。志願者を調査範囲に加えれば、一定程度の将来予測は可能になるだろう。

また、女性比率だけでなく過去に言及していない新たな課題が存在するかという点も検討してみたい。志願者の情報から異なる課題が浮き彫りになる可能性もあるだろう。

2. 先行研究

（1）統計情報に関わる研究

本節では診断士に関わる統計的研究について概観する。まず、中小企業診断協会（2010, 2011, 2016, 2021）を挙げる。これらは資格者団体が所属会員に対してアンケートを実施したものであり、資格者の属性や志向についてまとめている。筆者が知るかぎり、診断士に関する統計調査としては大規模なものである。

3) 選抜に関わる試験制度については、中小企業庁や中小企業診断協会などのホームページで解説されている。必要に応じて参照されたい。

また、遠原（2017）は資格者のキャリア志向と職務満足について言及している。さらに、筆者が手がけたものとして先述の川村（2020）以外に川村（2019b, 2021, 2022）を挙げておく。これらはコンサルタントとして活動する診断士や資格休止者などを対象として、それらの特徴を詳述している。

（2）先行研究を踏まえた課題

上述のように統計情報を含む研究は複数あるものの、いずれも資格者に関わる統計を中心としている。本稿が企図する志願者に着目した試みは見当たらない。また、それを課題導出につなげようという取り組みも同様である。よって、既存研究においては志願者に関わる統計情報を有効に活用していなかったと言える。

本稿では志願者にも検討範囲を広げることから既存研究とはアプローチが異なり、一定の新規性や意義を含むと考える。

3. 研究方法と制約

（1）研究方法

第1節でも触れたように、これまで用いた資格者の統計情報に加え、志願者のそれを含めた分析を行う⁴⁾。川村（2020）では2017年度の資格者に関する統計を中心に用いたが、時間の経過についても考慮しなければならない。まず、過去と直近の資格者を比較して何らかの変化があるか否かを確認してみたい。

そして、資格者だけでなく志願者に関する情報を精査してリサーチクエスションに迫ることとする。志願者の情報だが、新制度における試

験に関わる統計は中小企業診断協会が公開している⁵⁾。今回はそれらを中心に活用してみる。

（2）本研究における制約

本稿では診断士の課題に触れるが、あくまで資格者や志願者の統計情報から導出できるものに限る。異なる課題が存在する可能性は否定しないが、今般の研究対象には含めない。また、課題の存在には言及するが、それに対応する解決策は検証の範囲としない。解決策は今後の取り組みとしたい。

4. 結果

（1）資格者に関する情報の比較

第3節で述べたように川村（2020）では2017年度時点の情報が中心であった。よって、当時と現時点の状況を比較してみる。時間の経過による変化を把握するためである。たとえば、過去に「低水準にとどまる女性比率」を課題として指摘したが、この点が改善傾向にあるのか否かを確認してみたい。

まず、資格者の女性比率に焦点を当てる。表1によれば、2017～2022年度にかけて、資格者全体の人数は26,555人から31,768人と増加している。そのうち女性に目を向けると、2017年度の1,257人（4.7％）に対して、直近では1,768人（5.6％）と伸長がみられる。

人数および構成比ともに数値は伸びているが、さしあたりこの事実だけで評価に進むことは控えたい。後に志願者なども含めた多面的な検討を行うためである。この数値の伸長を好意的に位置づけるか否かは次節で詳述したい。

4) 本稿における統計情報には未公開のものも含んでいる。例えば、後掲する表1～3や表7に示す診断士関連の情報などが該当する。

5) 中小企業診断協会の中小企業診断士試験に関するホームページで統計情報が公開されている。参考文献に「中小企業診断士試験」のURLを挙げておく。後出する図1、表4～5、表8などはこれに基づいている。

表1 資格者の数と比率（性別）

No.	属性	2017年度		2022年度	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1	女性	1,257	4.7%	1,768	5.6%
2	男性	25,298	95.3%	30,000	94.4%
	合計	26,555	100.0%	31,768	100.0%

出所：中小企業庁を参考に筆者作成

次に資格者の年代を比較してみる（表2）。20代が1.3%から1.1%、30代が14.9%から12.8%、40代が30.6%から26.8%と両年度の比較では構成比が減少基調にある。一方、50代が27.8%から28.4%、60代が17.2%から20.3%、70代以上が8.2%から10.5%と反対に増加傾向にある。

構成比では20～40代が減少、50～70代以上が増加と対照的な動きを見せている。この点から資格者の高齢化が進展している可能性を疑わねばならない。志願者の統計もまじえて分析し、詳細は後述したい。

表2 資格者の数と比率（年代別）

No.	年代	2017年度		2022年度	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1	20代	348	1.3%	362	1.1%
2	30代	3,950	14.9%	4,068	12.8%
3	40代	8,128	30.6%	8,521	26.8%
4	50代	7,374	27.8%	9,032	28.4%
5	60代	4,570	17.2%	6,438	20.3%
6	70代以上	2,185	8.2%	3,347	10.5%
	合計	26,555	100.0%	31,768	100.0%

出所：中小企業庁を参考に筆者作成

次に資格者の職業を比較してみる（表3）。「属性1」として「独立診断士」や「企業内診断士」という表記がみとれる。どちらも診断士の属性をあらわす言葉として頻繁に用いられる。

文字通り独立診断士とはコンサルタントとして独立の状態にある資格者、企業内診断士とは企業に所属している資格者のことを指している。

同表では独立診断士について「他資格兼業なし」（診断士として専業の状態）、「他資格兼業あり」（税理士や社会保険労務士など他資格と兼業の状態）に分けている。企業内診断士においては「民間企業」と「金融機関」に分類している。なお、この「金融機関」には政府系は含まれていない。

2017～2022年度にかけて、独立診断士が19.1%から21.3%、企業内診断士が58.8%から57.6%、公的機関が11.7%から12.6%と僅かに構成比の変化がみられる。しかし、職業の面では何らか特徴的な動きがあるようには読み取れなかった。

表3 資格者の数と比率（職業別）

属性1	属性2	年度			
		2017		2022	
		人数	構成比	人数	構成比
独立診断士	他資格兼業なし	4,058	15.3%	5,371	16.9%
	他資格兼業あり	1,015	3.8%	1,403	4.4%
小計		5,073	19.1%	6,774	21.3%
企業内診断士	民間企業 (金融機関除く)	11,241	42.3%	13,514	42.5%
	金融機関	4,379	16.5%	4,773	15.0%
小計		15,620	58.8%	18,287	57.6%
公的機関	地方公務員	895	3.4%	969	3.1%
	それ以外	2,205	8.3%	3,034	9.6%
小計		3,100	11.7%	4,003	12.6%
その他		2,762	10.4%	2,704	8.5%
合計		26,555	100.0%	31,768	100.0%

出所：中小企業庁を参考に筆者作成

(2) 志願者に関する統計

本稿における志願者に関する統計は中小企業診断協会による公開情報を活用している。同協会は政府指定法人事業として診断士試験を実施する立場にある。

同協会とは異なる言葉を用いるので、説明を加えておく。本稿では志願者に注目するが、同協会の情報では志願者数という用語は使われていない。申込者数あるいは受験者数といった言葉を用いている。文字通り試験を申し込んだ者、受験した者といった意味である。

診断士になるためには1次試験、2次試験あるいは養成課程を経なければならない。そのうち本稿では1次試験の申込者を志願者と解釈し、以降の分析を進めていく。

まず、志願者数の全体的な動きから確認してみる。図1に2001年度以降の新制度における志願者数をまとめている。資格者の選抜・登録を行うため、旧制度では部門制を採用していた。具体的には、工鉱業、商業、情報の3部門に分かれていた。新制度ではこれらの部門を一本化し、また1次試験を記述式から選択式に変更するなどの改正が行われた。

功罪はあるかもしれないが、この変革によって志願者、特に初学者にとって診断士試験は分かりやすく、同時に取り組みやすい仕組みと

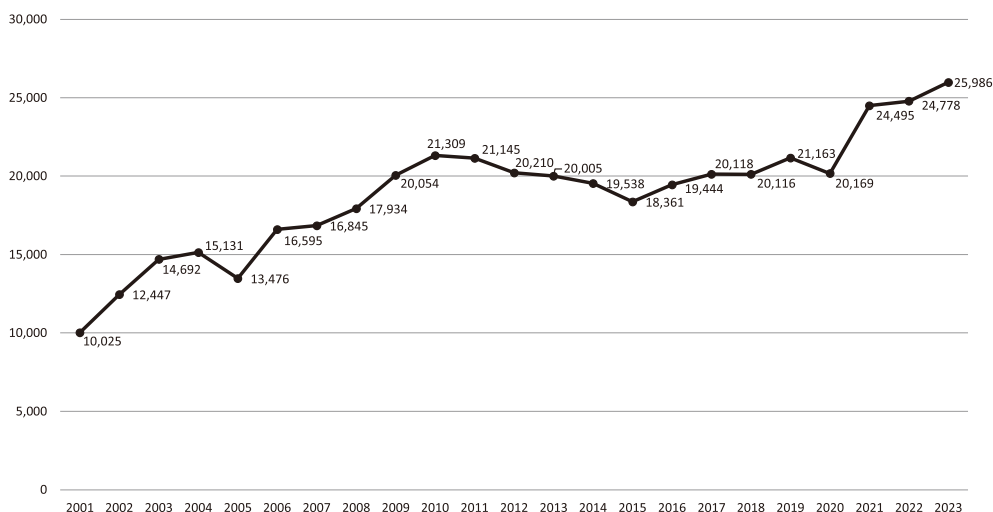
なった。新制度以降、部門の選択について頭を悩ます志願者はいなくなった。また、概して記述式よりも選択式の試験は志願者にとって心理的障壁が下がる。

これらの制度修正が端緒となって、新制度以降の志願者数は増加基調が明らかである。図1が示すように年を経るにつれて安定的に2万人前後を推移するようになる。そして、新型コロナウイルスの影響を顕著に受けた2021年度以降はさらなる上積みを見せている。

川村（2021）では診断士と他資格の志願者数を比較した。2008年度と2018年度の変化を分析した結果、診断士以外の独立が可能と見込まれる資格（例：公認会計士、税理士、弁理士、司法書士）では顕著な志願者数の下落がみられると述べた。

いわゆる独立可能な難関資格においては志願者減少の潮流にある。よって、他資格を考慮した場合、図1にみられる診断士の動向は例外的である事実を強調しておきたい。

図1 志願者数の推移（1次試験）



出所：中小企業診断協会

表 4 職業別志願者数

年度	経営コンサルタント 自営業		税理士・公認 会計士等 自営業		上記以外の 自営業		経営コンサルタント 事業所等勤務		民間企業勤務		政府系金融機関 勤務		政府系以外の 金融機関勤務	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
2004	143	0.9%	144	1.0%	332	2.2%	329	2.2%	8,216	54.3%	102	0.7%	1,449	9.6%
2005	119	0.9%	148	1.1%	317	2.4%	303	2.2%	7,155	53.1%	117	0.9%	1,144	8.5%
2006	203	1.2%	205	1.2%	423	2.5%	453	2.7%	9,768	58.9%	254	1.5%	1,677	10.1%
2007	209	1.2%	202	1.2%	425	2.5%	475	2.8%	9,937	59.0%	269	1.6%	1,727	10.3%
2008	213	1.2%	232	1.3%	473	2.6%	555	3.1%	10,666	59.5%	289	1.6%	1,864	10.4%
2009	234	1.2%	265	1.3%	509	2.5%	593	3.0%	12,100	60.3%	305	1.5%	1,993	9.9%
2010	236	1.1%	308	1.4%	576	2.7%	581	2.7%	12,817	60.1%	367	1.7%	2,068	9.7%
2011	225	1.1%	385	1.8%	551	2.6%	584	2.8%	12,634	59.7%	426	2.0%	2,147	10.2%
2012	213	1.1%	368	1.8%	509	2.5%	499	2.5%	12,045	59.6%	444	2.2%	2,067	10.2%
2013	230	1.1%	446	2.2%	528	2.6%	487	2.4%	11,780	58.9%	378	1.9%	2,025	10.1%
2014	245	1.3%	465	2.4%	481	2.5%	496	2.5%	11,267	57.7%	356	1.8%	2,109	10.8%
2015	234	1.3%	453	2.5%	468	2.5%	480	2.6%	10,603	57.7%	329	1.8%	1,966	10.7%
2016	264	1.4%	457	2.4%	480	2.5%	530	2.7%	11,472	59.0%	367	1.9%	1,906	9.8%
2017	280	1.4%	492	2.4%	528	2.6%	595	3.0%	11,976	59.5%	356	1.8%	2,008	10.0%
2018	254	1.3%	555	2.8%	504	2.5%	589	2.9%	11,986	59.6%	367	1.8%	1,978	9.8%
2019	263	1.2%	543	2.6%	519	2.5%	627	3.0%	12,745	60.2%	352	1.7%	1,948	9.2%
2020	245	1.2%	547	2.7%	498	2.5%	600	3.0%	12,150	60.2%	261	1.3%	1,862	9.2%
2021	380	1.6%	678	2.8%	624	2.5%	629	2.6%	14,952	61.0%	446	1.8%	2,199	9.0%
2022	395	1.6%	624	2.5%	673	2.7%	604	2.4%	15,112	61.0%	465	1.9%	2,194	8.9%
2023	425	1.6%	645	2.5%	719	2.8%	677	2.6%	16,166	62.2%	451	1.7%	2,114	8.1%

年度	中小企業 支援機関		独立行政法人・ 公益法人等勤務		公務員		研究・教育		学生		その他 (無職含む)		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
2004	105	0.7%	170	1.1%	255	1.7%	55	0.4%	627	4.1%	3,204	21.2%	15,131	100.0%
2005	135	1.0%	130	1.0%	264	2.0%	58	0.4%	623	4.6%	2,963	22.0%	13,476	100.0%
2006	261	1.6%	229	1.4%	413	2.5%	85	0.5%	753	4.5%	1,871	11.3%	16,595	100.0%
2007	297	1.8%	256	1.5%	500	3.0%	88	0.5%	674	4.0%	1,786	10.6%	16,845	100.0%
2008	329	1.8%	269	1.5%	487	2.7%	81	0.5%	667	3.7%	1,809	10.1%	17,934	100.0%
2009	378	1.9%	266	1.3%	484	2.4%	92	0.5%	695	3.5%	2,140	10.7%	20,054	100.0%
2010	394	1.8%	248	1.2%	561	2.6%	91	0.4%	699	3.3%	2,363	11.1%	21,309	100.0%
2011	410	1.9%	283	1.3%	573	2.7%	96	0.5%	626	3.0%	2,205	10.4%	21,145	100.0%
2012	427	2.1%	270	1.3%	576	2.9%	104	0.5%	542	2.7%	2,146	10.6%	20,210	100.0%
2013	463	2.3%	262	1.3%	597	3.0%	91	0.5%	509	2.5%	2,209	11.0%	20,005	100.0%
2014	496	2.5%	272	1.4%	579	3.0%	113	0.6%	517	2.6%	2,142	11.0%	19,538	100.0%
2015	500	2.7%	246	1.3%	579	3.2%	110	0.6%	400	2.2%	1,993	10.9%	18,361	100.0%
2016	553	2.8%	244	1.3%	595	3.1%	117	0.6%	434	2.2%	2,025	10.4%	19,444	100.0%
2017	569	2.8%	240	1.2%	610	3.0%	141	0.7%	443	2.2%	1,880	9.3%	20,118	100.0%
2018	561	2.8%	273	1.4%	633	3.1%	116	0.6%	479	2.4%	1,821	9.1%	20,116	100.0%
2019	581	2.7%	273	1.3%	707	3.3%	119	0.6%	564	2.7%	1,922	9.1%	21,163	100.0%
2020	545	2.7%	232	1.2%	699	3.5%	113	0.6%	613	3.0%	1,804	8.9%	20,169	100.0%
2021	542	2.2%	267	1.1%	836	3.4%	139	0.6%	759	3.1%	2,044	8.3%	24,495	100.0%
2022	566	2.3%	294	1.2%	854	3.4%	137	0.6%	684	2.8%	2,176	8.8%	24,778	100.0%
2023	538	2.1%	281	1.1%	917	3.5%	134	0.5%	639	2.5%	2,280	8.8%	25,986	100.0%

出所：中小企業診断協会

また、表4では職業別の志願者数を示している。公開範囲は2004年度から2023年度までである。表3に示される資格者の職業とは出所が異なるため、属性の分類に違いはあるものの、表4から特徴的な動きは読み取れなかった。志願者の統計では職業別以外に性別や年代に関するものが存在するが、これらは次節で詳述することにする。

5. 考察

(1) 低水準にとどまる女性比率

第1節で述べたように、本稿は川村（2020）において課題として挙げた「低水準にとどまる女性比率」を再検討することを趣旨としている。まず、表1では2017～2022年度にかけて、1,257人（4.7％）から1,768人（5.6％）と女性資格者数および比率ともに伸びている事実を確認した。

続いて女性の志願者数にも目を向けたい。表5に性別志願者数を示している。2004～2007年度では女性志願者数が概ね千人前後、構成比は6％台を推移している。2019年度から2千人を突破して、2020年度以降の構成比は10％台となった。この20年間でみると、女性志願者数および構成比ともに伸長傾向にある事実が読み取れる。

表1と表5から、資格者と志願者、両者の女性比率が拡大基調にあることは疑いがない。直近を比較すると、資格者の女性比率5.6％に対して、志願者のそれが10.8％と乖離は存在する。しかし、先述のように志願者の情報は資格者の先行指標である。中長期的には資格者の女性比率は志願者に近づくと考えられる。つまり、女性資格者の比率や数は今後も拡大する可能性が極めて高い。

表5 性別志願者数

年度	女性		男性		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
2004	961	6.4%	14,170	93.6%	15,131	100.0%
2005	862	6.4%	12,614	93.6%	13,476	100.0%
2006	1,095	6.6%	15,500	93.4%	16,595	100.0%
2007	1,090	6.5%	15,755	93.5%	16,845	100.0%
2008	1,268	7.1%	16,666	92.9%	17,934	100.0%
2009	1,454	7.3%	18,600	92.7%	20,054	100.0%
2010	1,635	7.7%	19,674	92.3%	21,309	100.0%
2011	1,651	7.8%	19,494	92.2%	21,145	100.0%
2012	1,630	8.1%	18,580	91.9%	20,210	100.0%
2013	1,656	8.3%	18,349	91.7%	20,005	100.0%
2014	1,614	8.3%	17,924	91.7%	19,538	100.0%
2015	1,580	8.6%	16,781	91.4%	18,361	100.0%
2016	1,711	8.8%	17,733	91.2%	19,444	100.0%
2017	1,859	9.2%	18,259	90.8%	20,118	100.0%
2018	1,972	9.8%	18,144	90.2%	20,116	100.0%
2019	2,102	9.9%	19,061	90.1%	21,163	100.0%
2020	2,023	10.0%	18,146	90.0%	20,169	100.0%
2021	2,445	10.0%	22,050	90.0%	24,495	100.0%
2022	2,523	10.2%	22,255	89.8%	24,778	100.0%
2023	2,816	10.8%	23,170	89.2%	25,986	100.0%

出所：中小企業診断協会

資格者と志願者の女性比率が伸長傾向にあると述べたが、この事実を好意的に評価するか否かを診断士のみの統計で結論づけるのは早計だろう。診断士以外の社会的動向にも目を向けるべきである。よって、川村（2020）を参考として、異なる女性比率の統計にも着目してみる。

表6に雇用者の女性比率を示す。一般的に雇用者とは文字通り企業や団体などで雇われた人々を指している。参考として1985年度の情報を含めるが、同時期に男女雇用機会均等法が制定されたためである。同法は労働者が性別によって差別されることを禁じている。同法の制定・施行を端緒として、社会的に女性活躍の気運が高まり、企業における女性進出が加速した歴史的経緯がある。

表6 雇用者の数と比率（性別）

No.	属性	1985年度		2022年度	
		人数(万人)	構成比(%)	人数(万人)	構成比(%)
1	女性	1,548	35.9%	2,765	45.8%
2	男性	2,765	64.1%	3,276	54.2%
	合計	4,313	100.0%	6,041	100.0%

出所：『令和4年版働く女性の实情』を参考に筆者作成

表6における具体的数値を確認してみる。1985年度の女性に関する統計は1,548万人（35.9%）、2022年度のそれは2,765万人（45.8%）となっている⁶⁾。雇用者については1985年度から2022年度において女性比率が改善傾向にある。直近でみると女性が半数とまでは言えないものの、その状態に近づきつつある。

他方、先述のように診断士の女性比率は5.6%（2022年度）であった。雇用者の2022年度だけでなく、男女雇用機会均等法制定時の1985年度にさえも遠く及ばない。雇用者と比較した場合の隔たりは大きい。

再び川村（2020）を参考として異なる視点の統計に注目してみたい。具体的には診断士以外の士業について確認してみる。表7に診断士と

他士業における性別の統計を示す。

他士業については、診断士と同様にホワイトカラー系という共通点を有するものを挙げている。具体的には、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士である。統計の制約上、税理士のみ2016年度だが、それ以外は2022年度時点で比較している。

他士業の女性比率をみていくが、弁護士が19.6%、公認会計士が15.0%、税理士が14.4%、社会保険労務士が32.7%という結果である。社会保険労務士は例外的に高い水準にある。同資格は人事・労務分野との結びつきが深く、女性からの関心が高いことが一因と考える。他に目を向けると、弁護士、公認会計士、税理士などは10%台との結果である。雇用者と比べると、概して士業の女性比率は振るわない。

表7を根拠として強調すべきなのは、他士業と比べて診断士の女性比率5.6%が突出して低い点である。診断士に限れば過去からみて女性比率は改善傾向にある。しかし、雇用者や他士業と比較するとけっして十分な水準とは言えない。

仮に診断士志願者の女性比率10.8%（2023年度）が資格者のそれに置き換わったとしても、

表7 士業の数と比率（性別）⁷⁾

No.	属性	中小企業診断士 (2022年度)		弁護士 (2022年度)		公認会計士 (2022年度)		税理士 (2016年度)		社会保険労務士 (2022年度)	
		人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)	人数	構成比(%)
1	女性	1,768	5.6%	8,630	19.6%	5,161	15.0%	10,859	14.4%	14,653	32.7%
2	男性	30,000	94.4%	35,471	80.4%	29,228	85.0%	64,784	85.6%	30,217	67.3%
	合計	31,768	100.0%	44,101	100.0%	34,389	100.0%	75,643	100.0%	44,870	100.0%

出所：中小企業庁および各資格者団体資料を参考として筆者作成

6) 厚生労働省による『令和4年版働く女性の实情』では、1985年度や2022年度だけでなく他年度の推移についても詳述されている。

7) 参照した各資格者団体資料は参考文献に挙げておく。

やはり雇用者や他土業の水準とは依然として開きがある。つまり、現時点における診断士の女性比率を好意的に評価することはできない。今もなお女性比率は診断士の課題として認識すべき状況が継続している。

(2) 若い若年層

第1節で述べたように、女性比率だけでなく過去に触れていない新たな課題を探索することも本研究の趣旨である。ここでは年代に関する検討を行う。表2において年代別の資格者の動向について確認した。2017～2022年度における資格者の変化では、20～40代の比率が減少する一方、50～70代以上のそれが増加傾向であると

述べた。同時に資格者の高齢化が進んでいる可能性にも触れた。

これまで得られた情報に志願者の統計を重ね合わせ、年代面の動きをどのように認識すべきかをみていく。表8に年代別の志願者数を示す。出所の制約によって、統計は2004年度以降であることを付記しておく。若い年代から順を追って確認してみる。

まず、20歳未満の数値については2004年度が51人（0.3％）であり、以降はわずかに増加傾向で2023年度が140人（0.5％）という結果であった。全体的には非常に小さい割合である。

表4の職業別志願者数で示した通り、診断士

表8 年代別志願者数

年度	20歳未満		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
2004	51	0.3%	3,456	22.8%	5,937	39.2%	3,334	22.0%	1,808	11.9%	498	3.3%	47	0.3%	15,131	100.0%
2005	39	0.3%	3,143	23.3%	5,211	38.7%	2,951	21.9%	1,648	12.2%	453	3.4%	31	0.2%	13,476	100.0%
2006	73	0.4%	3,852	23.2%	6,663	40.2%	3,605	21.7%	1,913	11.5%	451	2.7%	38	0.2%	16,595	100.0%
2007	50	0.3%	3,625	21.5%	6,932	41.2%	3,748	22.2%	1,954	11.6%	494	2.9%	42	0.2%	16,845	100.0%
2008	77	0.4%	3,827	21.3%	7,419	41.4%	4,086	22.8%	1,933	10.8%	543	3.0%	49	0.3%	17,934	100.0%
2009	80	0.4%	4,257	21.2%	8,278	41.3%	4,660	23.2%	2,074	10.3%	651	3.2%	54	0.3%	20,054	100.0%
2010	78	0.4%	4,407	20.7%	8,700	40.8%	5,138	24.1%	2,264	10.6%	662	3.1%	60	0.3%	21,309	100.0%
2011	60	0.3%	4,070	19.2%	8,510	40.2%	5,362	25.4%	2,369	11.2%	705	3.3%	69	0.3%	21,145	100.0%
2012	68	0.3%	3,568	17.7%	7,836	38.8%	5,361	26.5%	2,548	12.6%	765	3.8%	64	0.3%	20,210	100.0%
2013	62	0.3%	3,476	17.4%	7,479	37.4%	5,473	27.4%	2,694	13.5%	746	3.7%	75	0.4%	20,005	100.0%
2014	77	0.4%	3,209	16.4%	7,081	36.2%	5,485	28.1%	2,867	14.7%	741	3.8%	78	0.4%	19,538	100.0%
2015	64	0.3%	2,910	15.8%	6,263	34.1%	5,333	29.0%	2,930	16.0%	786	4.3%	75	0.4%	18,361	100.0%
2016	67	0.3%	3,198	16.4%	6,502	33.4%	5,614	28.9%	3,116	16.0%	854	4.4%	93	0.5%	19,444	100.0%
2017	74	0.4%	3,008	15.0%	6,515	32.4%	6,041	30.0%	3,396	16.9%	991	4.9%	93	0.5%	20,118	100.0%
2018	96	0.5%	2,999	14.9%	6,376	31.7%	6,057	30.1%	3,526	17.5%	949	4.7%	113	0.6%	20,116	100.0%
2019	126	0.6%	3,149	14.9%	6,442	30.4%	6,321	29.9%	3,898	18.4%	1,090	5.2%	137	0.6%	21,163	100.0%
2020	150	0.7%	3,288	16.3%	6,124	30.4%	5,803	28.8%	3,665	18.2%	1,018	5.0%	121	0.6%	20,169	100.0%
2021	165	0.7%	3,851	15.7%	7,149	29.2%	7,111	29.0%	4,785	19.5%	1,290	5.3%	144	0.6%	24,495	100.0%
2022	136	0.5%	3,681	14.9%	7,103	28.7%	7,187	29.0%	5,118	20.7%	1,410	5.7%	143	0.6%	24,778	100.0%
2023	140	0.5%	3,463	13.3%	7,143	27.5%	7,551	29.1%	5,865	22.6%	1,667	6.4%	157	0.6%	25,986	100.0%

出所：中小企業診断協会

試験の主要受験者層は民間企業勤務者である。この属性が2023年度では62.2%を占めている。川村（2017）など過去の聞き取り調査では、職務経験が引き金となって診断士資格に対する関心が高まる傾向が認められた。一方、20歳未満ではそのような経験を持つ機会に乏しく、志願者数および構成比ともに低水準である点はやむを得ない。

また、参考までに注釈を加える。診断士試験では受験にあたって年齢面の制約はないが、登録に関してはそうではない。省令によって未成年者は登録できない旨が定められている。よって、1次および2次試験など必要とされる関門を突破しても、未成年者であれば資格者にはならない。

次いで、20代の動向を確認してみる。20代は2004年度が3,456人（22.8%）、2023年度が3,463人（13.3%）となっている。過去20年間では人数の面で目立った変化はなく、概ね3千人台で推移している。全体の志願者数は増えているが、20代ではそれに比例した動きがみられず、その構成比は年々落ち込んでいる。

転じて、30代については2004年度が5,937人（39.2%）、2023年度が7,143人（27.5%）との結果であった。年によっては8千人を超えた時期もあり、2004年度の数値を基準にすると、人数が減少基調にあるとは言えない。ただし、直近数年間の構成比は30%前後で推移している。2004年度の4割近い数値に比べると存在感は薄くなっている。

さらに40代に目を向けてみる。40代については2004年度が3,334人（22.0%）、2023年度が7,551人（29.1%）との結果である。両年度でみると人数比では2倍超となり、構成比でもおよそ3割を占めるようになった。他の年代と

比べて人数および構成比の面で突出して存在感が高まっている。

50代に関しては、2004年度が1,808人（11.9%）、2023年度が5,865人（22.6%）という数値であった。人数比でみると、2023年度の数値は2004年度の3倍を超えており、伸長が著しい。直近の構成比では40代に及ばないものの、50代の志願者は目立つようになった事実がうかがえる。

60～70代以上の動きについても簡単に触れておく。両年代とも全体の構成比からみるとけっして大きくはないが、増加傾向にある。シニア層からも一定の関心が寄せられていることが分かる。

全体でみると、過去20年間では40～50代の人数および構成比の伸びが著しい。先ほども触れたように主要受験者層は民間企業勤務者である。民間企業における40～50代といえばセカンドキャリアを意識する年代である。

これまで筆者は資格者に対する聞き取り調査を行ってきた。川村（2018）では、資格取得の目的としてセカンドキャリアに対する備えの側面があると述べた。日本人の平均寿命が延びるにつれ、老後の不安なども重なってセカンドキャリアに対する関心が高まっている。このような社会背景から診断士資格に興味を持つ層が存在する。

表8にみられる40～50代の伸長は、セカンドキャリアに対する意識の高まりとも解釈できる。民間企業勤務者を中心にセカンドキャリアを模索する動きが統計にあらわれたと理解できる。

先述のように表2では資格者における高齢化の進展を疑った。表8の動向を考慮すると、20～30代の構成比が年々落ち込み、新たに資格を目指す層は40代以上が中心となった。この20

年間で志願者に関わる変化が生じた事実が読み取れる。

現時点の資格者が年々歳をとる事実に加え、40代以上の志願者が優勢である点を考慮すると、表2に示される資格者の年代はさらに高まる可能性がある。資格者における高齢化の進展は濃厚であろう。また、40～50代の志願者層が際立っている事実から、診断士資格はセカンドキャリア形成の性格が強まっていると言える。

一方、20～30代の若年層が相対的に低調となっている事実は課題ととらえられる。先述のように川村（2020）において、筆者は「低水準にとどまる女性比率」を課題として挙げた。その理由は、需要者である中小企業経営者の立場では多様な背景・キャリアを有する人々が支援者の選択肢として挙がることが望ましいからである。

上述の主張に基づくのであれば、性別だけでなく年代の面でも偏りが小さく多様な支援者が存在する状況が好ましい。しかしながら、表2によれば2022年度における20代の資格者が362人（1.1%）、30代が4,068人（12.8%）と、兩年代を足し合わせても全体の2割にも達しない。これまで述べた表8の動向からも20～30代の若年層が厚くなることは見込めない。

過去20年間における志願者数の増加は40代以上の寄与が大きい一方、20代では顕著な変化は見られない。30代では伸長が見られるが、40代のそれには届かない。それゆえ、本稿では「薄い若年層」を新たな課題として指摘する。

6. 結言

(1) 調査結果の総括

本稿ではリサーチクエスションを「志願者と資格者から導くことができる中小企業診断士の課題とは何か」と設定した。前節で述べたように「低水準にとどまる女性比率」と「薄い若年層」がその答えとなる。

まず、「低水準にとどまる女性比率」については川村（2020）においても触れた論点である。2017～2022年度にかけて著しい状況の変化は見られず、今もなお課題として認識すべき現状を本稿では確認した。

次いで、「薄い若年層」に関しては今般の調査から導いた新たな課題である。少子化や人手不足など地域社会や企業において若年層の減少が社会問題となっている。調査を通じて資格者もその例外ではないことが明らかとなった。

今後、資格者の高齢化が加速し、さらに若年層の人材に乏しくなる可能性が高い。資格者の活性化という側面において若年層を確保する重要性は将来的に増していくだろう。40代以上に加え、若年層に対しても魅力ある診断士のあり方を検討する必要性があるだろう。

(2) 意義と今後の取り組み

研究面の意義として、志願者に注目するアプローチの有効性が認められたことを挙げたい。資格者と志願者の双方を分析することによって本稿の成果につながった。今般、先述のように「薄い若年層」という課題を挙げた。資格者のみを分析する過去のアプローチではこの課題の導出は難しい。志願者の統計にも範囲を拡大したことで過去20年間の変化が分かり、この調査結果に結びついた。

今後も資格者と志願者に絶えず関心を寄せていけば、新たな動向を早期に把握できるだろう。

これからも継続的に両者の統計に注目していきたい。

政策面の意義として、診断士制度が円滑に機能する糸口をつかんだ点を挙げる。緒言でも触れた通り、中小企業では人的資源を充実させることが困難であり、それを政策的に補完するために同制度が存在する。同制度の効果が高まれば、わが国の中小企業支援の質も向上する。そのような手がかりが得られたことは一定の価値があるだろう。

今後の取り組みとして、挙げた課題に対する施策の検討が必要である。女性や若年層を増加させる解決策が求められる。また、今般の調査では新制度の統計に絞って検討したが、調査範囲を旧制度にも拡大すれば異なる成果が得られるかもしれない。さらに、今後も定期的に統計を確認すれば、新たな潮流の変化を先取りできるかもしれない。

多様性を有する多数の資格者が中小企業に貢献する状況を筆者は望んでいる。そのような環境づくりに今後も尽力していきたい。これからも同制度に寄与する調査を継続し、よりよい中小企業支援に向けて努力する所存である。

参考文献

- 川村悟 (2017)「中小企業診断士資格の魅力に関する一考察」日本経営診断学会『日本経営診断学会論集』第17巻 pp.55-61 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jmda/17/0/17_55/_article/-char/ja/ 2024年1月3日閲覧
- 川村悟 (2018)「企業内診断士の実態調査」pp.1-57 <https://www.j-smeca.jp/attach/kenkyu/honbu/h29/jittaichosa.pdf> 2024年1月2日閲覧
- 川村悟 (2019a)「中小企業診断の変遷に関する考察」日本経営診断学会『日本経営診断学会論集』第18巻 pp.109-114 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jmda/18/0/18_109/_article/-char/ja/ 2024年1月1日閲覧
- 川村悟 (2019b)「統計からみる独立中小企業診断士の特徴」日本経営診断学会『日本経営診断学会論集』第19巻 pp.64-70 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jmda/19/0/19_64/_article/-char/ja/ 2024年1月1日閲覧
- 川村悟 (2020)「統計史料から導く中小企業診断士の課題」日本中小企業学会『日本中小企業学会論集』第39号 pp.171-184
- 川村悟 (2021)「統計情報からみる中小企業診断士の課題」日本経営診断学会『日本経営診断学会論集』第21巻 pp.11-17 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jmda/21/0/21_11/_article/-char/ja/ 2024年1月1日閲覧
- 川村悟 (2022)「統計からみる中小企業診断士における資格休止者の実態」日本経営診断学会『日本経営診断学会論集』第22巻 pp.34-40 https://www.jstage.jst.go.jp/article/jmda/22/0/22_34/_article/-char/ja/ 2024年1月1日閲覧
- 厚生労働省『令和4年版働く女性の実情』pp.13-21 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/22.html> 2024年1月2日閲覧

全国社会保険労務士会連合会 (2023)『社会保険
労務士白書 2023 年版』 pp.62-65 <https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/doc/nsec/souken/2023/zentaiban.pdf> 2024 年 1 月 2 日閲覧

中小企業診断協会 (2010)「データでみる中小企
業 診 断 士 」 <https://www.j-smeca.jp/contents/enquete/index.html> 2024 年 1 月 1 日閲覧

中小企業診断協会 (2011)「データでみる中小企
業 診 断 士 2011 年 版 」 <https://www.j-smeca.jp/contents/data2011/index.html> 2024 年 1 月 1 日
閲覧

中小企業診断協会 (2014)『中小企業診断士制度
の変遷』 中小企業診断協会

中小企業診断協会 (2016)「データでみる中小企
業 診 断 士 2016 年 版 」 <https://www.j-smeca.jp/contents/data2016/index.html> 2024 年 1 月 1 日
閲覧

中小企業診断協会 (2021)「『中小企業診断士活
動状況アンケート調査』 結果について」 pp.1-
12 https://www.j-smeca.jp/attach/enquete/kekka_r3.pdf 2024 年 1 月 1 日閲覧

中小企業診断協会「中小企業診断士試験」
https://www.j-smeca.jp/contents/007_shiken.html 2024 年 1 月 1 日閲覧

中小企業庁「中小企業診断士とは」 <https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/shindanshitoha.htm>
2024 年 1 月 1 日閲覧

中小企業庁「Q & A 中小企業診断士を目指され
る方へ」 pp.1-5 <https://www.chusho.meti.go.jp/shindanshi/download/qanndamezasu.pdf> 2024 年
1 月 1 日閲覧

遠原智文 (2017)「中小企業診断士のキャリア志
向と職務満足」日本中小企業学会『日本中小
企業学会論集』第 36 号 pp. 109-121

日本公認会計士協会「女性会計士活躍促進協議

会の取組について」 https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/#anchor-01 2024
年 1 月 2 日閲覧

日本税理士会連合会「データで見る税理士のリ
アル。」 https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/prospects/whats_zeirishi/book02/origin/page-0017.pdf 2024 年 1 月 2 日閲覧

日本弁護士連合会「基礎的な統計情報 (2022 年)」
https://www.nichibenren.or.jp/document/statistics/fundamental_statistics2022.html 2024
年 1 月 2 日閲覧